

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月17日
【届出者の氏名又は名称】	Kamgras 1株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区麻布台一丁目3番1号麻布台ヒルズ森JPタワー17階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
【電話番号】	03-6250-6200（代表）
【事務連絡者氏名】	弁護士 内間 裕 / 同 濱田 啓太郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	Kamgras 1株式会社 （東京都港区麻布台一丁目3番1号麻布台ヒルズ森JPタワー17階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注1） 本書中の「公開買付者」とは、Kamgras 1株式会社をいいます。

（注2） 本書中の「対象者」とは、株式会社カクコムをいいます。

（注3） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注4） 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注5） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

（注6） 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、またその役員の一部又は全部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

（注7） 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

（注8） 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

- (注9) 公開買付者、対象者、株式会社デジタルガレージ及びKDDI株式会社の各ファイナンシャル・アドバイザー、公開買付代理人並びにそれらの関係者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月13日付で提出いたしました公開買付届出書（2026年5月19日付、2026年5月27日付及び2026年6月4日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）につきまして、対象者が2026年6月17日付で事業年度第29期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該有価証券報告書を添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

半期報告書

臨時報告書

6 その他

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第5【対象者の状況】

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度 第27期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月19日関東財務局長に提出

事業年度 第28期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月19日関東財務局長に提出

事業年度 第29期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) 2026年6月17日関東財務局長に提出予定

(訂正後)

事業年度 第28期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月19日関東財務局長に提出

事業年度 第29期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) 2026年6月17日関東財務局長に提出

【半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第29期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月7日関東財務局長に提出

なお、対象者の第29期半期報告書によれば、上記 の第28期有価証券報告書の提出日後、当中間連結会計期間における役員の異動は、次のとおりとのことです。

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役上級執行役員CSO	取締役上級執行役員CHRO	宮崎 加奈子	2025年7月1日

(訂正後)

該当事項はありません。

【臨時報告書】

(訂正前)

上記 の半期報告書の提出後、本書提出日(2026年5月13日)までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、臨時報告書を2026年3月18日に関東財務局長に提出

(訂正後)

該当事項はありません。

6【その他】

(訂正前)

(1)「2026年3月期 決算短信〔IFRS〕(連結)」の公表

対象者は、2026年5月8日付で対象者決算短信を公表しております。当該公表に基づく対象者決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人のレビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況(連結)

(単位:百万円)

会計期間	2026年3月期
売上収益	94,127
営業利益	27,243
税引前利益	27,347
当期利益	18,854
親会社の所有者に帰属する当期利益	18,803
当期包括利益合計額	18,880

1株当たりの状況(連結)

(単位:円)

会計期間	2026年3月期
基本的1株当たり当期利益	95.05
希薄化後1株当たり当期利益	95.02

(2)「剰余金の配当(無配)に関するお知らせ」の公表

<後略>

(3)「(変更)「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」の公表

<後略>

(4)「譲渡制限付株式報酬制度の廃止に関するお知らせ」の公表

<後略>

(訂正後)

(1)「剰余金の配当(無配)に関するお知らせ」の公表

<後略>

(2)「(変更)「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」の公表

<後略>

(3)「譲渡制限付株式報酬制度の廃止に関するお知らせ」の公表

<後略>

公開買付届出書の添付書類

対象者が2026年6月17日付で事業年度第29期(自2025年4月1日至2026年3月31日)に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本書に添付いたします。